住家と世帯数のうごき

一世帯一住宅に近ずく

八年間で六百軒ふえる

〝マイカー〟〝マイホーム〟こんなことばが、わたくしたちの間にささやかれてから、もう久しくなります。それに伴って、車や、家、工場、店舗などの新築や増改築がふえてきたのも事実です。ここでは〝マイホーム〟を取り上げ、市民課と税務課にある資料をもとにして、三十六年から八年間で、新築された建て物がどのくらいあったかを紹介してみましょう。

世帯数と住家数などのうつり変わり

年月日 / 項目	36.1.1	37.1.1	38.1.1	39.1.1	40.1.1	41.1.1	42.1.1	43.1.1
世帯数	6,073	(2) 6,075	(62) 6,137	(59) 6,196	(42) 6,238	(72) 6,310	(43) 6,353	(82) 6,435
	棟	(53)	(76)	(60)	(62)	(124)	(119)	(118)
住家	5,558	5,611	5,687	5,747	5,809	5,933	6,052	6,170
店舗	47	48	49	53	57	59	61	61
工場	124	122	106	111	119	124	126	128
倉庫	1,075	1,076	1,040	1,054	1,056	1,059	1,060	1,059
その他	430	426	426	429	429	424	426	423
合計	7,234	(49) 7,283	(25) 7,308	(86) 7,394	(76) 7,470	(129) 7,599	(126) 7,725	(116) 7,841

※住家には専用住宅、店舗と住宅の併用の建て物、農家住宅を含む。
※店舗には旅館、料亭、銀行、事務所を含む。
※その他には映画館、病院、浴場、土蔵を含む。
※（ ）内は前年と差し引きした数字。

建て物の新築

国道沿線に急増

最近市内を歩いたかたは、必ずといっていいくらい、住宅、工場、店舗などの新築や増改築工事を見かけることと思います。とくに、国道沿線にその傾向が強く、開通当時その沿線にはなかった、住宅、工場、事務所、ガソリンスタンド、食堂などがそれぞれ建ちました。

このほか、国道開通とは別に、最近の傾向として、木造以外の鉄骨やコンクリートブロックつくりの建て物や車庫がふえたことや、店頭がきれいになったなどがあげられます。

新築や増改築は年間四百件

上の表は、世帯数、住家、店舗工場、倉庫などが、過去八年間でどのようなうごきを示したかを表わしたものです。

世帯数は、三十六年当時より三百六十二、住家は六百十二それぞれふえ、三十六年当時一住宅当たり一・〇九世帯住んでいたものが四十三年になると一・〇四世帯に減り、〝一世帯一住宅〟の夢に近ずいてきました。

合計欄をごらんください。四十年までは百棟以上ふえたことがなかったのに、四十一年からは百棟以上もふえています。各年ともそうであるように、ふえた数のほとんどを住家が占め、最近いかに住家の新築がふえたかを裏付けています。

このほか表に出てこないものとして、毎年四百件くらいの新築や増改築があります。これを平均すると、一日一カ所は必ずどこかで工事が行なわれていることになります。

最近、店頭や住宅がきれいになってきたのも、これでうなずけることと思います。

交通違反の反則金

郵便局が銀行へ納付

～刑事裁判なし～

七月一日から、自動車やバイクなどを運転して、交通違反をした二十歳以上の人に「交通反則通告制度」を適用することになりました。

いままで交通違反をしたときは、裁判所へいって刑事裁判を受けていましたが、この制度を実施すると、裁判所へ行かずに近くの郵便局か銀行へ納めれば刑事裁判をすることなく、事件は終わり、刑罰は科せられないことになります。（ただし、悪質で危険な違反はいままでどおり刑事裁判が行なわれます）

この場合の手続きはつぎのとおりです。

仮納付しない場合

もし仮納付しない場合は、通告センターへ出頭して、通告を受けた日から十一日以内に納めなければなりません。（刑事裁判なし）それでもまだ納めない場合は郵送で通知され、反則金と郵送料を含めて、通告された日から十一日以内に納めなければなりません。なお、くわしくは近くの警察署か駐在所へ問い合わせてください。

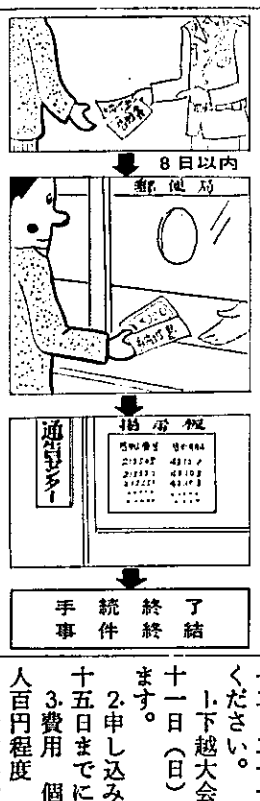

■反則行為をして警察官から告知され、**告知書（青色キップ）と納付書**が渡された運転者は、納付書に書かれている期限内に**仮納付することができます。**

■仮納付の期間は、**告知を受けた日から8日以内**です。

■納めるところは、**もよりの郵便局か銀行**（日本銀行の本・支店、代理店または歳入代理店）で、**納付書に現金**（納付書に記入された金額）をそえて**一括して**支払えば、その窓口で領収書が渡されます。これで反則者のする手続は終りです。

■支払いは本人でなくても代理人でもよい

■仮納付すると警察へ出頭する必要はない。

■仮納付して2週間ぐらいすると告知書に書いてある**通告センターの掲示板**に、名前にかえて、**告知書番号と告知年月日**が掲示されます。（これを公示通告といいます）

■公示通告は必ずしも見にいく必要はない

■これで**すべての手続は終り**、仮納付した運転者は、通告にしたがって反則金を収めた者とみなされ、**事件は終結し刑罰は科せられません。**

家の前の道路はきれいに

20日から29日まで

道路をきれいにする旬間

交通安全協会では、六月二十日から二十九日までの十日間を「道路をきれいにする旬間」と決め、市民総ぐるみで道路をきれいにしようと呼びかけています。

家の前にごろがっている「石ころやゴミ」などはきれいにして、交通事故防止にご協力ください。

また、市街地においても、舗道から車道にかけて荷物や自転車、バイクなどが置いてあります、整理に心がけてください。

アッ！危ない

【成人病 その1】最近「成人病」が話題になってきました。そこで、ここ数回は成人病について掲載してゆきます。

血管は命の綱

―酸素、栄養物、老廃物を運送―

もし、肺から酸素を、胃腸から栄養分をとりこむことができなくなったら、わたくしたちは生きてゆくことができません。

そして、酸素や栄養分を、その取り入れ口の肺や胃腸から、からだのすみずみまで運んだり、カス（老廃物）を腎臓（じんぞう）などの排泄場所に送ってゆく働きがうまくゆかないと、たちまちからだの方々に故障が起ってきます。

このように「酸素、栄養物老廃物の運送」という大事なしごとをしているのが「血管」です。血管は、まさに人間の命の綱といえましょう。

そして、この命の綱がふくれ出し、ポンプの働きをするようになったのが「心臓」です

これらの血管や心臓をひっくるめて「循環器」といっています。

それでは、循環器の病気のうち、おとなに関係のある大事なものをつぎに紹介します

心臓の病気

1.バルブの故障……弁膜症
2.脈の打ち方の異常…不整脈
3.ポンプをつくっている筋肉の病気……狭心症、心筋硬塞（こうそく）内膜炎など
4.異常もないのに自覚症状だけ訴える病気……心臓ノイローゼ

血管の病気

1.血圧が異常に高くなったり低くなったりする病気……高血圧、低血圧
2.血管のカベが硬くもろくなる病気……動脈硬化

（次回は血圧について掲載します）

広場

「火の用心」のグループ

〝火の用心、お願いしまーす〟夕ごはんが終わる七時ころ、五六ノ町第六では、女の児毎日、女の児の子ども会が中心になって、火の用心を呼びかけていましたが、最近ではどこでもその声が聞かれなくなっていました。

それだけに、このような火の用心は「火災防止」の普及と、子どもたち同志の「火災」についての注意心を高めるのに役立っています。これは、二階で遊んでいるうちに拍子木を見つけ、そのうちのひとりが〝火の用心にまわろう〟と思いついたものです。数年前までは、各町内の子ども会が中心になって、火の用心を呼びかけていましたが、最近ではどこでもその声が聞かれなくなっていました。

写真は〝火の用心お願いします〟ときょうもまわる五六ノ町第六の女子児童

■お知らせ

不用犬を買います

近年飼い犬の増加とともに野犬もふえ、一般の家庭にたいへん迷惑をかけています。犬を飼っている家庭では絶対に放し飼いや捨て犬はやめてください。

県ではこのような野犬の増加にともない、今年度からこれら不用犬の買い上げをつぎの要領で行ないます。不用犬をお持ちのかたはぜひおいでください。

◎買い上げの日と場所
〔六月十八日〕
○午前十時から十一時三十分まで＝白根市役所脇
○午後一時から二時まで＝新飯田駐在室前
○午後三時から四時まで＝鷲巻駐在室前

◎買い上げの条件
○所有者自身が、指定された時間と場所に犬と印鑑を持参すること（この場合、中学生以下の子どもが持参しても買い上げの対象となりません）
○買い上げ金額は、生後九十日以下の犬は五十円、九十日以上の犬については百円で買い上げます。
○この買い上げは、あくまでも自己所有の犬に限ります。

6月17日 無料交通事故相談日

五月から、毎月第三月曜日に「無料交通事故相談所」を開いています。交通事故に会った人で、つぎのような問題で困っているかたは、気軽においでください。相談された内容が他にもれることは絶対ありません。

1.相談される内容 ①示談のもつれ②損害賠償③その他交通事故に関するすべての問題
2.次の相談日 六月十七日 午前十時から午後三時まで
3.場所 産業厚生会館四階

六月の歩け歩け

○期日 六月十六日
○集合場所 白根神社へ六時三十分までに集合
○コース 白根神社→一ノ町→四ノ町→白根橋→富月橋

身障者体育大会 出場者を募集

県では、つぎのような方法で「第六回県身体障害者体育大会」の出場者を募集しています。希望者やくわしく知りたいかたは福祉事務所（電話七二―二一一一）へ連絡してください。

1.下越大会開催日 七月二十一日（日）五泉市で開かれます。
2.申し込み締め切り 六月十五日までに福祉事務所へ
3.費用 個人負担として一人百円程度

なお、県大会で上位入賞した人は、十月十二日と十三日の二日間福井市で開かれる全国大会へ派遣され、その費用は県で補助します。当市からは昨年ひとり、一昨年ひとりそれぞれ全国大会へ出場し、金メダルと銅メダルを獲得してきました。

消防設備士の試験

申し込みは20日まで

県庁総務部消防防災課ではつぎのような方法で「消防設備士試験」を行ないます。希望者は期限までに申し込みください。なお、くわしくは県庁内消防防災課（新潟23五五一一）へ問い合わせください

1.期日 筆記試験＝七月二十一日、実技試験＝八月上旬
特例試験＝七月二十一日
2.試験地 新潟市
3.試験の種類 甲種消防設備士試験 第一類から五類まで。乙種消防設備士試験 第一類から七類まで
4.申し込み締め切り 六月二十日
5.受験手続き 市消防署に用意してある受験願書を記入の上提出してください。
6.申し込み先 新潟市学校町通り一番町、県庁内 総務部消防防災課

7月16日	在室	飯田	瀬井巻
	駐在	新庄	臼鷲
17日			
19日			

七月の農地相談室

農業委員会は、つぎのような方法で「農地相談室」を開きます。農地の売買、交換、転用などすべての農地問題は近くの相談室へ気軽るにお出かけください。

手紙作文を募集

郵便友の会は、つぎのような方法で「手紙作文」を募集しています。希望者は期限までに応募してください。

1.内容 郵便に関係あるなしにかかわらず内容は自由ですが、未発表のもので、四百字づめ原稿用紙五枚以内（手紙文で書くこと）
2.部門 小学校低学年の部（一年から三年まで）、同高学年の部（四年から六年まで）中学の部
3.送り先 一〇六（郵便番号）東京都港区麻布飯倉六丁目十三 郵政省内 日本郵便友の会協会「手紙作文コンクール」係
4.締め切り 六月三十日
5.応募点数 ひとり何点でもかまいませんが、一点ごとに、氏名、住所、学校名、学年を記入してください。